

# 外国人留学生の就職促進について

(外国人留学生の就職に関する文部科学省の取組等)

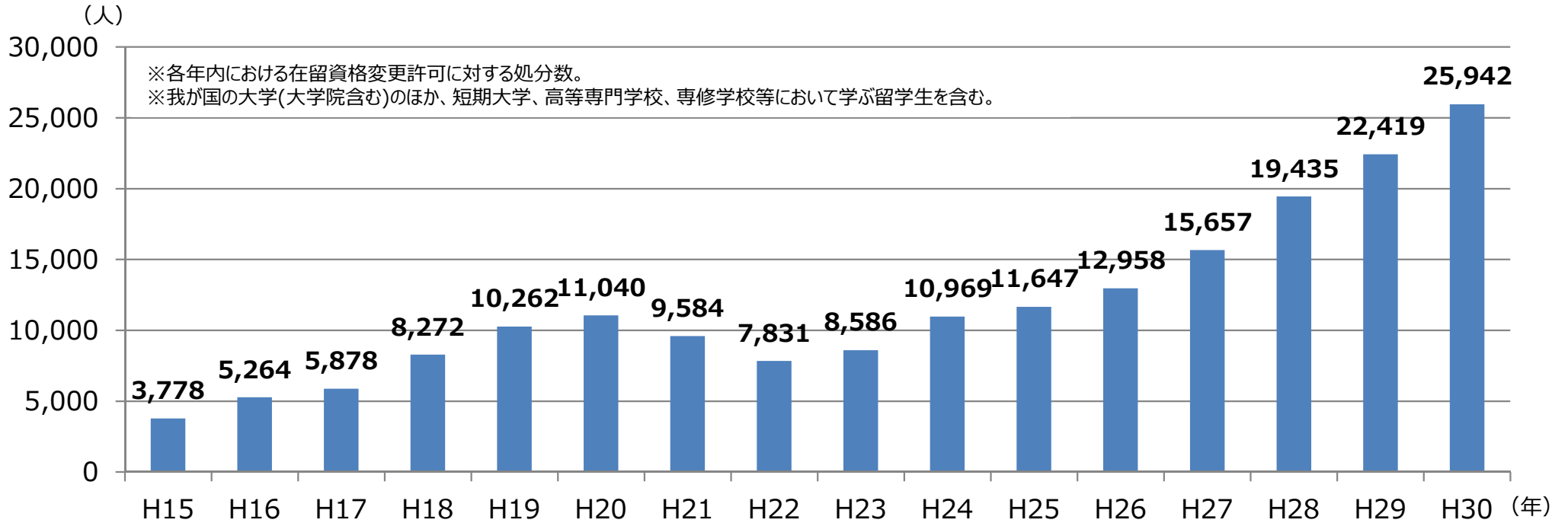
令和2年11月24日  
文部科学省



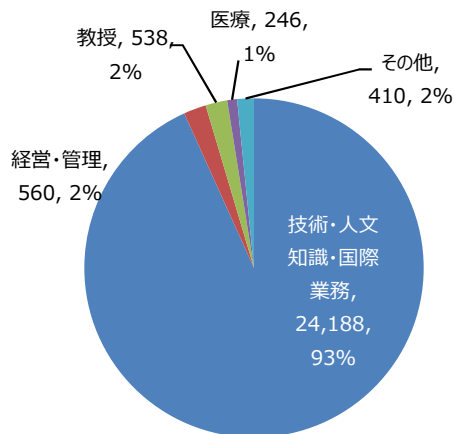
文部科学省

# 外国人留学生の就職の現状①

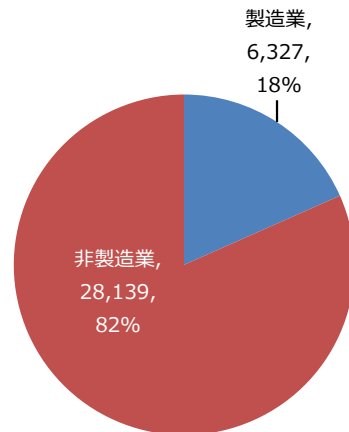
・本邦の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請に対して許可した数は、平成22年以降、年々増加傾向。



## ○変更後の在留資格別



## ○業種別



## ○出身国・地域別

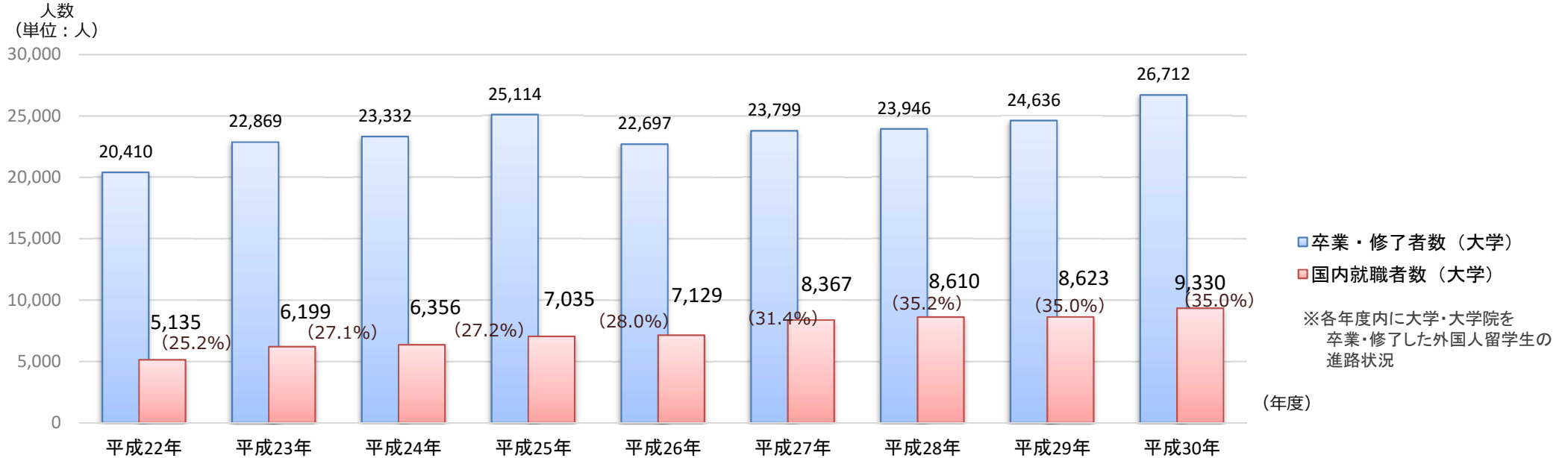
- ① 中国 10,886人 (前年比 560人, 5.4%増)
- ② ベトナム 5,244人 (前年比 611人, 13.2%増)
- ③ ネパール 2,934人 (前年比 908人, 44.8%増)
- ④ 韓国 1,575人 (前年比 88人, 5.9%増)
- ⑤ 台湾 1,065人 (前年比 255人, 31.5%増)

(出典) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」

# 外国人留学生の就職の現状②

- 外国人留学生の就職者数は近年増加しているが、各年度に大学・大学院を卒業・修了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した外国人留学生の占める割合は4割弱になっている。

## ○大学（学部・院）段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



(出典)「平成30年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」  
(平成31年4月(独)日本学生支援機構)

## ○大学（学部・院）を卒業・修了した外国人留学生の進路状況

平成30年度に大学（学部・院）を卒業・修了した者（26,712人）のうち、国内に就職した者は9,330人（約35%）。

(出典)「2018（平成30）年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」  
(令和2年5月(独)日本学生支援機構)

## ○外国人留学生の就職支援に関する政府の方向性

「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日）において、外国人留学生の**日本国内での就職率を3割から5割へ**向上させることを閣議決定。

## ○日本における就職を希望する外国人留学生の状況

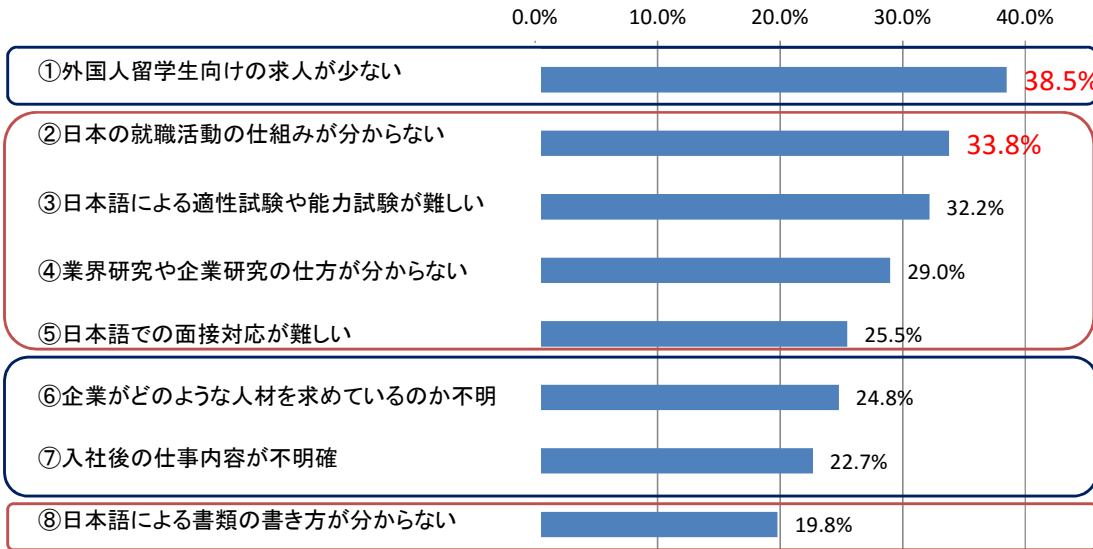
日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約65%を占める。

(出典)「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」  
(平成31年1月(独)日本学生支援機構)

# 外国人留学生の就職に関する課題

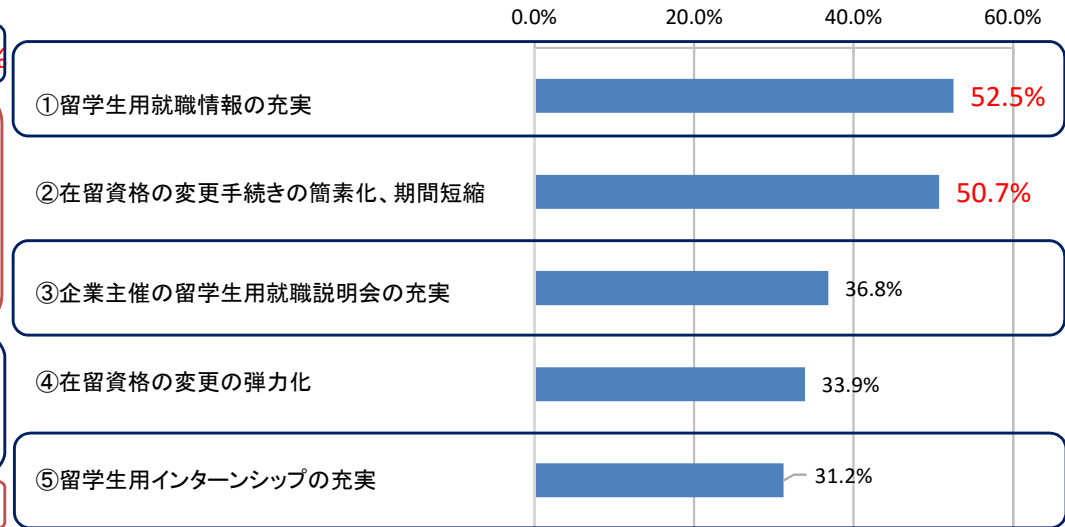
外国人留学生や高度外国人材へのアンケート調査（複数回答可）によると、就職活動上の課題として、  
 ①日本式の就職方法指導や日本語の修得のための支援、②企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示  
 ③留学生向けの就職情報の充実等が挙げられている。

## ◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」  
 2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

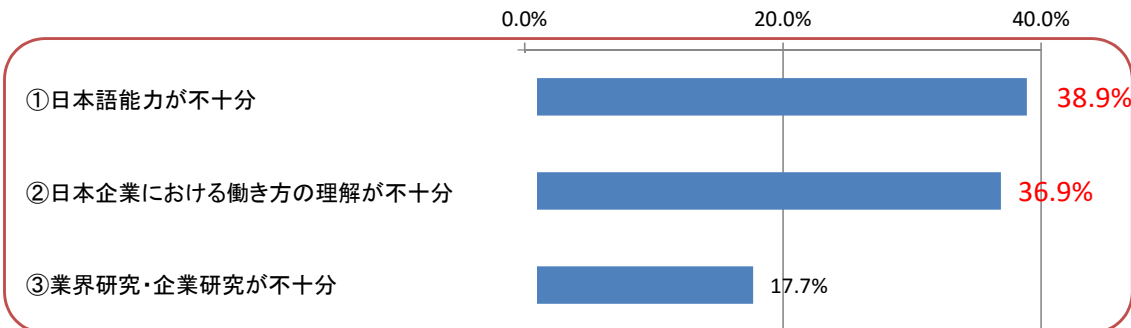
## ◆平成29年度私費外国人留学生生活実態調査



出典：「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」2019年1月（独）日本学生支援機構

一方、企業から見て、外国人留学生が就職活動で改善してほしい点は以下の通り。

## ◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果

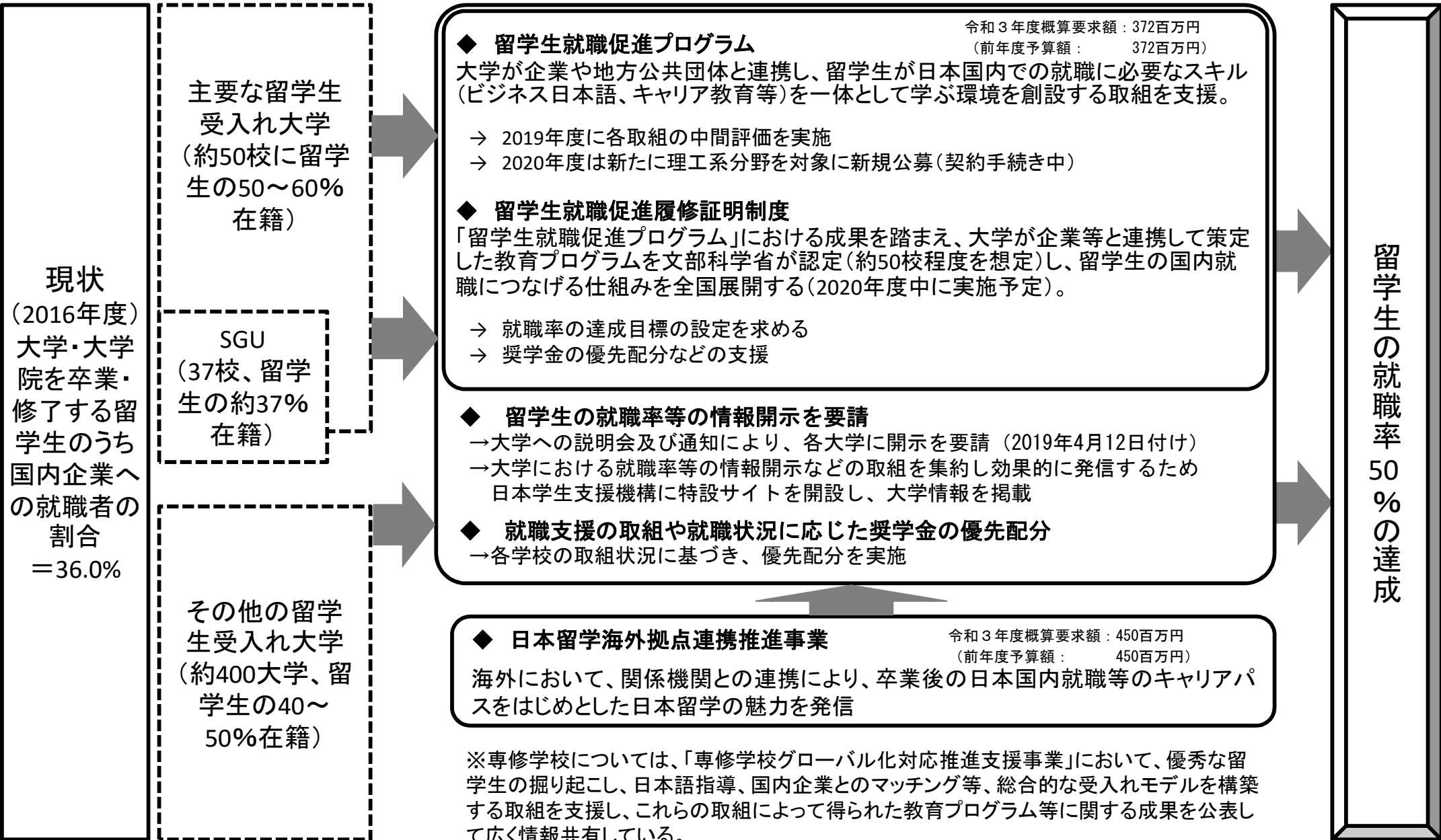


出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」  
 2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

企業側で努力が必要な事項

大学も協力ができる事項

留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



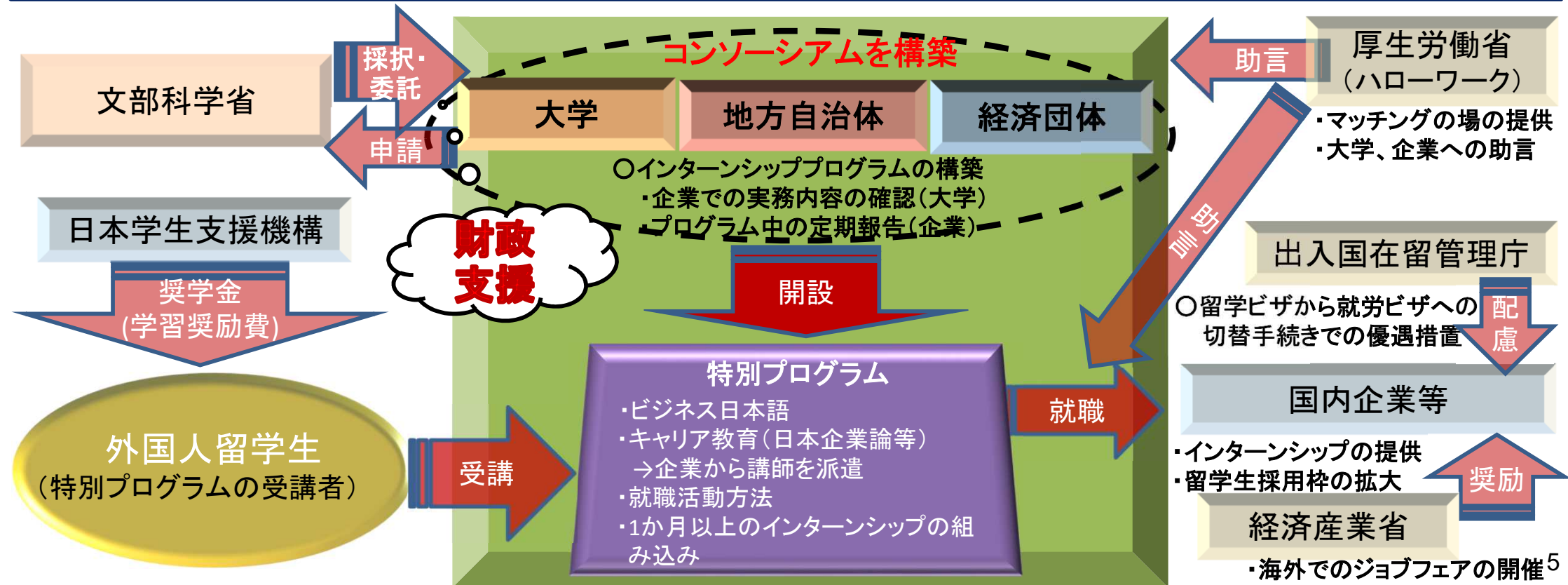
# 留学生就職促進プログラム

令和3年度概算要求・要望額： 372百万円  
(前年度予算額： 372百万円)



## 事業概要

- 課題： 留学生の日本国内での就職における課題として、企業において改善を図るべき点がある一方、大学等においても取り組める内容がある。  
【留学生が国内企業で採用されるために求められる能力】
  - ・現状、大多数の国内企業内の公用語は日本語であるため、一定水準以上の日本語能力が必要
  - ・日本企業における採用慣行や働き方（採用者の将来性や潜在能力を評価、ゼネラリストとしてあらゆる職務に対応できる能力を求める）に関する理解
- 対応： 上記を踏まえ、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。また、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う、留学生の就職促進の取組を構築する。
- 採択実績： 平成29年度～令和3年度：12拠点（300百万円）、令和2年度～令和4年度：2拠点（70百万円） 予定



# 留学生就職促進プログラム受託機関及び参画機関

令和2年4月現在

受託機関 (申請大学)	参画機関		
	大学	地方公共団体	民間団体等
北海道大学	北海道科学大学	北海道	キャリアバンク(株)、アドソル日進(株)、(株)メイテック、岩田地崎建設(株)、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)、高砂熱学工業(株)
東北大学	宮城学院女子大学、東北工業大学、東北学院大学、東北福祉大学	宮城県、仙台市、宮城労働局	仙台商工会議所、(一社)東北経済連合会、宮城県中小企業団体中央会、東北大学校友会
山形大学	東北公益文科大学	山形県	山形県国際交流人材育成推進協議会
群馬大学	群馬県立女子大学、高崎経済大学、前橋工科大学、共愛学園前橋国際大学、関東学園大学、上武大学、高崎商科大学、高崎健康福祉大学、群馬工業高等専門学校	群馬県、群馬県警察本部、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、川場村、群馬労働局、	群馬県観光物産国際協会、前橋市国際交流協会、高崎市国際交流協会、桐生市国際交流協会、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県酒造組合、群馬経済同友会、上毛新聞社、群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬、サンデンホールディングス(株)、(一財)サンデン環境みらい財団、永井酒造(株)、(株)田園プラザ川場、増田煉瓦(株)、グリーンリーフ(株)、鳥山畜産食品(株)、(株)前田設備、(株)群馬銀行、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)群馬貿易情報センター
東洋大学	島根大学、金沢星稜大学	島根県、石川県、日上市	(一社)島根県経営者協会、いしかわ就職・定住総合サポートセンター、(公財)日立地区産業支援センター、(一社)日本国際化推進協会
横浜国立大学	横浜国立大学	神奈川県、横浜市	(公財)神奈川産業振興センター、(一社)神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、横浜商工会議所、(一社)横浜市工業会連合会、(公財)横浜企業経営支援財団、(株)浜銀総合研究所、(公財)横浜市国際交流協会・国際学生会館、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)横浜貿易情報センター、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)神奈川ニュービジネス協議会
金沢大学	信州大学	石川県、長野県、福井県、富山県	北陸経済連合会、(一社)長野県経営者協会、(株)北陸銀行、(株)八十二銀行、(株)福井銀行、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)金沢貿易情報センター、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)長野貿易情報センター
静岡大学	常葉大学、静岡理工科大学、静岡英和学院大学、沼津工業高等専門学校、静岡県立大学	静岡県、静岡市、浜松市、静岡労働局	(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアム、(公社)静岡県国際経済振興会(SIBA)、(公財)静岡県国際交流協会、(一社)静岡県経営者協会、(公財)就職支援財団、(一財)静岡経済研究所、アジアブリッジ企業連絡会、(株)アルバイトタイムス、(株)はまぞう、静岡県行政書士会、(一社)静岡県信用金庫協会、(公財)浜松国際交流協会
名古屋大学	名古屋工業大学、岐阜大学、名城大学、南山大学、愛知県立大学	愛知県、岐阜県	愛知県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、中部経済同友会、(一社)中部経済連合会、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)名古屋貿易情報センター、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜貿易情報センター、愛知県社会保険労務士会
関西大学	大阪大学、大阪市立大学、大阪府立大学	大阪府、吹田市	(公財)大阪府国際交流財団、(公財)吹田市国際交流協会、(公財)箕面市国際交流協会、(公社)関西経済連合会<グローバル人材活用運営協議会>、大阪商工会議所、(一財)大阪労働協会、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪府行政書士会、(株)りそな銀行、(株)池田泉州銀行、三井不動産関西支社、パナソニック(株)、(株)日立ハイテクノロジーズ、カワソーテクセル(株)、(株)i-plug、フォースバレー・コンシエールジュ(株)<TOP CAREER>、(特非)グローバル人材開発センター、(株)トモノカイ、(行)第一総合事務所、(株)NPCコーポレーション、(独)都市再生機構西日本支社<UR都市機構>、(株)レオパレス21、ユニヴ・ライフ(株)<UNIVLIFE>、関西大学生生活協同組合、(株)ネクステージ<NEXTAGE CO.,LTD.>、(特非)OUEN Japan、コミュニティカ学院、(公財)日本漢字能力検定協会、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部、大阪中小企業投資育成(株)、南海不動産(株)、(公財)大阪国際交流センター、京丹後市国際交流協会
愛媛大学	—	愛媛県	愛媛県国際交流協会、愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛経済同友会、愛媛県中小企業家同友会、(一社)えひめ若年人材育成推進機構、(特非)ワークライフ・コラボ、経済団体の会員企業、サポート協力企業(208社)
熊本大学	—	熊本県	(一社)熊本県情報サービス産業協会、(一社)熊本県工業連合会、熊本県産業振興協議会セミコンIT産業部会、熊本商工会議所

# 留学生就職促進プログラムにおける効果的な取組例



- 留学生就職促進プログラムは、平成29年度から令和3年度までの5年間を事業期間としており、その中間年度に当たる**令和元年度に中間評価を実施**した。
- 各拠点においては、**おおむね計画通り事業が進捗**しており、留学生の就職つなげる**以下のようなモデルの開発が進められている**。
- 文部科学省としては、これらの事例も参考に、留学生の国内就職に向けた大学における取組の全国展開を図る。

## 【中間評価で明らかになった成果，特色ある取組】

### ビジネス日本語

- ビジネス日本語のための**独自の映像教材等の開発**や、**正課科目と課外講座による年間の学修時間の確保**などにより充実したプログラムを作り上げ、ビジネス日本語に係る外部試験の合格率向上につなげている。（東洋大学）
- 日本語教育において、**企業人講師を招き日本語学習への動機付けを行うとともに日本型企业での働き方を交えて授業を実施**する、いわゆる日本語教育とキャリア教育を融合する試みが進められている。（静岡大学）
- 体系的な日本語教育科目の配置，日本語教育機関と連携したセミナーの実施，e-Learningコンテンツの開発**により、ビジネス日本語に係る外部試験の上位レベルへの受験者割合が拡大している。（関西大学）
- 日本人学生による「Global Student Assistant」を組織し「**日本語で留学生を支援する取組**」により、**日本語会話と日本文化理解につながる活動**を行っており、留学生と日本人学生の交流も促されている。この取組を含めた**ラーニングコモンズの積極的な活用**や、N3未満の学生の参加を促すことによる意識付けと底上げを図る取組が進められている。（熊本大学）

### キャリア教育

- 地元（熊本県）の自然，文化，産業の基礎的知識をセミナー（講座）に組み込み、**就職先として地元の魅力の理解を促進し、地元での就職活動の土壌づくり**に役立っている。（熊本大学）
- 経済団体と連携した**パネルディスカッションにおける留学生と企業の同時参加**，経済団体による**ワークショップでの社員と留学生の参加**，留学生向け**ジョブフェアにおける外国籍社員の同伴等**を通じて、**早期から留学生と企業とのお互いの状況を理解できる場**が随所に設けられている。（名古屋大学）
- 首都圏で暮らす留学生を対象に，地方での企業体験を授業に組み込む**とともに，地方都市の関係者を招き、**地方都市で就職・生活をする魅力を学ぶ講義を実施**し，留学生に**首都圏以外での就職への意識向上**に取り組んでいる。（東洋大学）
- 経営者と留学生が地域の未来について語るイベントなど、**留学生と地域企業の経営層との接点を創出**するためのプログラムを、**経済団体を巻き込んだ**形で作り上げている。（愛媛大学）



## インターンシップ

- 企業が参加しやすいよう、隔月で勉強会を開催。企業側の外国人材受入れの体制や実態のレベルに応じた、留学生の特性を学ぶ機会を設ける等、インターンシップ受入れ企業の開拓を積極的に行っている。（関西大学）
- 日本人学生と留学生が協働で参加するインターンシップの実施体制は、外国人材の受入れ経験の少ない企業にとっても受入れに係る負担の軽減に資する。（金沢大学、愛媛大学）

## 企業等との連携

- 地元企業での勤務経験を有する者を教授に採用し、県内への企業訪問を精力的に行う等、外国人材の受入れ経験の少ない中小企業の状況・ニーズに合致した各種取組を行っている。これらを通じてプログラムの周知、留学生のイメージ向上、留学生に対する誤解の払拭やギャップの解消が行われ、県内企業の外国人材受入れへの抵抗感を軽減した。（山形大学）
- 外国人材の受入れ経験の少ない企業に対するセミナーの開催、個別企業への処遇設計や在留資格申請の手続き、職場環境の配慮などについての相談・支援を行い、留学生を採用する企業との関係強化に取り組んでいる。（金沢大学）
- 県や市が本事業を積極的にサポートしており、自治体を巻き込んでプログラムを推進している。（横浜国立大学）
- インターンシップ実施に向けて、インバウンド観光関連業界等との連携事業が進んでいる。（群馬大学）

## 課題

- 拠点ごとに状況は異なるが、いくつかの拠点において以下のような課題がある。
- ◆ 拠点として掲げる就職率の目標の達成に向けて、現状分析と更なる取組が必要である。
  - ◆ 就職者数のボリュームを増やすために、参加者を更に増加させる必要がある。
  - ◆ 本プログラムで求める4週間のインターンシップについて、企業側の負担が大きいこともあり実施数の実績が積み上がっていない。
  - ◆ 委託期間が終了した後も教育プログラムが継続されるよう、それを実施するためのコンソーシアム等の連携体制維持又は再構築に向けた取組が求められる。

# 「留学生就職促進履修証明制度」について①

※現在の検討状況を示した内容であり、今後追加・変更があり得る。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）について

（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (5) 留学生の就職等の支援

##### 【具体的施策】

- 大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進履修証明制度）を開始する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとし、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を行う。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

（略）

これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業等への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕《施策番号119》

## 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日 閣議決定）

### 6. 個別分野の取組

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### xi) 外国人材の活躍推進

##### イ) 教育プログラムの充実

- ・ 留学生の国内就職促進を目的として、大学が企業等との連携により策定した留学生向け教育プログラムを文部科学省が認定する制度を2020年度中に開始し、全国展開する。

## 趣旨

## 留学生就職促進プログラムの成果等

- 留学生の国内就職を促進することを目的として、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ体系的な教育プログラムを文部科学大臣が認定することにより、広く全国の大学の取組を促し、留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加に資することを目的とする。

# 「留学生就職促進履修証明制度」について②

※現在の検討状況を示した内容であり、今後追加・変更があり得る。

## 制度概要

### ○申請対象

大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校 ※**当面の間は50拠点程度の認定を目指す**  
※地方公共団体や企業等とコンソーシアムを形成することを妨げないが、申請主体は大学等とする。

### ○申請単位

- ・大学等において設定する専攻・コース・プログラム等の最小単位で申請。
- ・申請するプログラムが、本認定制度の創設以前から継続しているものをベースとした取組でも可。
- ・受講対象は留学生であるが、当該プログラムを留学生以外が受講することを妨げるものではない。

## 必要な教育プログラムの内容等

### ①ビジネス日本語教育

- ・留学生が就職や**我が国社会に定着する上で最低限必要となる日本語能力の獲得は必須**とする。なお、**最低限必要となる日本語能力は、参画する各業界及び専攻分野等の実情を踏まえて設定**すること。
- ・各人の**教育プログラム開始前の能力、想定するキャリアパスや国内企業の需要に応じた適切な内容を設定でき得る体制**を構築すること。

### ②キャリア教育

- ・**入学直後から卒業まで一貫した教育プログラム**であること。
- ・企業と留学生の間に生じるミスマッチを防ぐため、**留学生に企業文化を講義することが必要不可欠**である。そのため、単に一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施すことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- ・主として企業人による、**日本企業での働き方・キャリアパスの講習、日本企業で働くことの意義に関する講義等**を行うこと。
- ・次に掲げる「インターンシッププログラム」と連動した計画となっていること。

# 「留学生就職促進履修証明制度」について③

※現在の検討状況を示した内容であり、今後追加・変更があり得る。

## 必要な教育プログラムの内容等

### ③インターンシッププログラム

- ・ **中長期となるようなインターンシッププログラムを実施**すること。  
なお、効果的な実施方法として、夏季と冬季に分けて実施することも可とする。
- ・ 教育プログラム参加学生数を踏まえ、必要なインターンシップの受入機関を確保するための取組を行うこととしていること。

### ④企業等との連携

- ・ **企業等、産業界と連携する体制が整っている**こと。また、実情に応じて地方公共団体と連携すること。
- ・ 留学生の受入れ経験が少ない企業等に対し、**留学生と企業の相互のミスマッチが起こらないよう、当該企業への支援方策（留学生採用の成功事例や受入れ時の工夫等の情報提供等）を実施**すること。
- ・ 就職した外国人留学生に対しての**フォローアップ体制（日本語教育のブラッシュアップ、コンソーシアム所属のメンター等が相談を受けるなど）が構築されているなどの工夫**があることが望ましい。

### ⑤その他

- ・ 各大学で**留学生の国内就職に関する目標を設定**すること。
- ・ 当該プログラムの修了者に対して、**学長名でプログラム修了の履修証明書を発行**すること。
- ・ 産業界にも周知し、当該プログラムの**実施大学、修了生の価値を高める工夫**が検討されていること。

## 優遇措置

- 認定されたプログラムの受講者については、**留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の優先配分**の対象（1拠点当たり10名程度）。

## 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日 閣議決定）（抜粋）

### 6. 個別分野の取組

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### xi) 外国人材の活躍推進

##### ① 高度外国人材の受入促進

##### イ) 教育プログラムの充実

- ・ **留学生の国内就職促進を目的として、大学が企業等との連携により策定した留学生向け教育プログラムを文部科学省が認定する制度を2020年度中に開始し、全国展開する。**
- ・ 「留学生30万人計画」に関する検証を実施し、その結果を踏まえ、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行い、2020年度中に結論を得る。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）について（抜粋）

（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (5) 留学生の就職等の支援

##### 【具体的施策】

- **大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進履修証明制度）を開始する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとし、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求め**一方で、**奨学金の優先配分等の支援**を行う。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。

これらの取組により、**大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業等への就職につなげる仕組みの構築を推進**する。〔文部科学省〕《施策番号119》

# 外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表について（依頼）

平成31年4月12日 31高学留第5号 文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知

各大学等におかれましては、留学生への就職支援等の取組を一層推進していただくとともに、日本での就職を希望する留学生に資するよう、留学生数、留学生の就職率その他留学生の就職に係る情報について、下記に配慮いただき公表を行っていただきますようお願いいたします。

1. 公表に当たっては、日本への留学希望者の参考となるよう以下について配慮いただきますようお願いいたします。

(1) 公表データは、日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」に記入した数値等と整合

(2) 卒業者（修了者）数、就職希望者数、就職者数、就職希望者数に対する就職率等を掲載

(3) 各大学等ホームページの、教育情報の公表のページや留学生支援関連のページ等、アクセスしやすいページに掲載

(4) 留学生の就職の事例や、就職支援に係る取組（留学生に対する日本での就職に関する在学の早い段階からの説明、留学生を主対象とした就職ガイダンス、留学生に配慮した合同企業説明会等）の情報についても掲載することが望まれる

2. 日本学生支援機構ホームページにおいて、今後、外国人留学生の受入れに係る各教育機関の情報検索システムを構築する予定。就職率等の情報を公表する場としても活用願います。

(参考) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日）

○ 各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。

〔文部科学省〕《施策番号72》